

59 東京大学及びその他研究生徴兵猶予の儀伺

〔明治十八年十一月〕

〔学一第五百四十八号〕

研究生徴兵猶予之儀ニ付伺

〔注記4〕 当省所轄東京大学及東京大学予備門及東京商業学校ニ於テ其卒業生中志願ニ依リ卒業後引続キ一ケ年乃至二ケ年間に在学セシメ

〔注記5〕 従来所修ノ学科中特ニ一科若クハ数科ヲ研究セシムルノ規則相設有之右ハ卒業ノ上尚ホ一層學術ノ上進ヲ計ルノ目的ニ出ルモノニシテ卒業生中殊ニ学力優等品行方正ニシテ適當ト認ムル者

〔注記6〕 二非レバ該研究生タルヲ得ザル儀ニ有之候処右之内大学本科外ノ諸科即法学部別課法医学部別課医学科製薬学科学部附属古典講習科卒業生ニシテ研究生タル者及予備門并商業学校ノ

〔注記7〕 研究生ハ徴兵令第十九条ニ拠リ引続キ徴集猶予ノ部ニ属スベキ儀ト存候得共為念此段至急相伺候也

明治十八年十月廿二日 文部郷伯爵 大木喬任

太政大臣公爵 三条實美殿

追テ本文東京大学予備門研究生ハ曩キニ東京外国学校ヨリ該門ヘ転属致候学科ノミニ係ルモノニテ右ハ当分ノ間其設

ケ有之儀ニ候条此段為念副申候也

〔未世〕 伺ノ通

但六個年ノ猶予期限ヲ超過スヘカラス

〔明治十八年十一月二十日〕

〔注記9〕 明治十八年十一月六日 内閣書記官 〔金井〕〔谷藤〕〔田中〕〔注記10〕 大臣 〔三條〕〔有栖川〕 花押 〔田中〕 内閣書記官長 〔田中〕

〔注記12〕 文部省伺研究生徴兵猶予ノ儀ニ付質議之事参事院審査進呈ス依テ回議ニ供ス

参議 大木花押 山縣 川村 山田 大山 佐々木 伊藤 西郷 井上 松方 福岡

〔注記13〕 明治十八年十一月六日

第二局 印

〔注記15〕 別紙文部省伺研究生徴兵猶予ノ件参事院意見ノ通御指令相成可然哉仰高裁候也

〔未世〕 〔第五一五号〕

別紙文部省伺研究生徴兵猶予ノ件審査スルコト左ノ如シ

伺ノ趣書中記載ノ文部省諸学校ニ於テ卒業生中引続在学セシメ猶ホ所修学科ノ中一科若クハ数科ヲ研究セシメン為メ志願ニ依リ適當ノ者ヲ選ヒ一個年乃至二個年ヲ期シ研究生タルヲ許スモノニシテ単ニ志願者ハ尽ク之ヲ研究生トナス者ニアラサレハ他ニ差響モ無之ニ付徴兵令第十九条ニ依リ徴集猶予ニ属シ可然ト認ム

右ニ由リ指令按左ノ通ニテ可然哉上申候也

明治十八年十一月四日 参事院議長子爵 福岡孝弟 印

太政大臣公爵 三條實美殿

指令按

伺ノ通

但六個年ノ猶予期限ヲ超過スヘカラス

(朱書) 明治十八年十一月二十日

(佐藤)

陸海軍両省へ通牒

(佐藤)

(朱書) 参照

徴兵令第十九条

官立府県立学校小学校ヲ除クニ於テ修業一個年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ六個年以内徴集ヲ猶予ス

○ 東京大学研究科規則第一条

法理医文学部卒業生中学力最優等品行最端正ニシテ既ニ卒業セシ全科中ノ一二課目ヲ更ニ深ク研究セント欲スル者ヲ選ミ官費研究生トナス其他卒業生中学力優等品行端正ノ者ニ限り願ニ依リ詮議ノ上自費研究生タルヲ許スコトアル可シ尤自費研究生ト雖モ受業料ヲ納ムルヲ要セス

但法学部及医学部別課卒業生製菓学卒業生及文学部附属古典講習科卒業生ハ官費研究生タルヲ得ス

○ 旧東京外国語学校研究規則

東京外国語学校ノ学科中仏独両語学科ハ曩ニ東京大学

予備門ニ分属シ其他ノ学科ハ其后都テ東京商業学校ト合併シタルヲ以テ此規則ハ目今東京商業学校及東京大学予備門ノ該学科ニ施行スルモノナリ

第一条 各語学卒業生徒中ニ於テ既ニ所修ノ語学科ヲ猶ホ研究セシメントスル者アル時ハ其志願ニヨリ更ニ一ケ年ヲ期シ研究生トナスコトアルヘシ

(注記1)

「太政官第二局第五一號ノ十月廿二日ノ第二局」

(注記2)

「参事院第一〇七号ノ十月廿二日」

(注記3)

「内務部第一六号ノ十月廿八日」(宛主)

(注記4)

「第二局」

(注記5)

「軍事部」

(注記6)

「内務部」

(注記7)

「四十七」(簿册内件名番号)

(注記8)

「甲六〇」

(注記9)

(朱書) 「文甲六〇号」

(注記10)
〔松本(依田) 岡〕

(注記11)

〔濟〕

(注記12)

〔常〕

(注記13)

〔甲ノ太政官第二局第五一号〕

(注記14)

〔(皇生) 岡〕

(注記15)

〔常〕

〔明治十八年 公文録 文
部省 自七月至十二月〕
2A, 10, ㊦3984